

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの役員に対する報酬等の支給基準（案）について

1 考え方

地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。また、報酬等の支給の基準は、国及び市の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

本市法人における役員の報酬等の基準については、上記事情を総合的に考慮し、以下のとおり定める。

2 概要

常勤の役員には報酬として給料、地域手当、通勤手当及び業績手当を支給する。また、報酬に加え、退職手当を支給する。

非常勤の役員については、報酬として非常勤役員手当（日額）を支給する。

ただし、職員が常勤役員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員給与規程（作成中）等を適用する。

■常勤役員

	給料月額	地域手当	通勤手当	業績手当	退職手当
理事長	851,300円	給料月額の100分の2.9を月額として支給 (医師の場合は100分の15)	職員給与規程に準ずる	給料月額に一定の加算をした算定基礎額の3.95月分を年間に支給 *法人の業績評価に *法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。	給料月額×在職年数 *法人の業績評価に応じて20%の範囲内で増減する。
副理事長	723,600円				
理事	596,900円 以内				

*理事長が病院長を兼務し、診療に従事する場合に管理職手当（給料月額の100分の50）を加算する。

■非常勤役員

	非常勤役員手当
理事	日額 30,000円
監事	日額 30,000円

■（参考）岡山市（特別職）

	給料月額	地域手当	期末手当	退職手当
市長	1,160,000円	給料月額の100分の2.9を月額として支給	給料月額に一定の加算をした算定基礎額の3.95月分を年間に支給	給料月額×在職月数×100分の55
副市長	920,000円			給料月額×在職月数×100分の30
病院事業管理者	851,300円			給料月額×在職年数
水道事業管理者等	596,900円			

■根拠規程：役員報酬等に関する法規定（抜粋）

○地方独立行政法人法（抜粋）

（役員報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。